

第 28 号議案

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を改正する
条例の件

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を改正する
条例

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（令和 2 年 3 月 条例第
46 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び
第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は
太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）につ
いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正
部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号 に掲げる用語の意義は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 指定地域 次に掲げる地域をい う。</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 神戸エンタープライズゾーン</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号 に掲げる用語の意義は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 指定地域 次に掲げる地域をい う。</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 神戸エンタープライズゾーン</p>

(特定事業又は中核事業の集積を促進するために市長が指定する地域をいう。以下同じ。)

エ [略]

(2)～(4) [略]

(5) 中核事業 前号の規定により市長が指定する対象事業のうち、基盤性若しくは先導性を有するもの又は大きな経済的効果を及ぼすものであって市長が指定するものをいう。

(6)、(7) [略]

(オフィスビル事業計画の認定)

第3条 神戸オフィスビル建設促進ゾーン内において、オフィスビルを新築（建築物がない敷地に適法に建築物を建築する行為をいう。）又は建替え（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第2条第7号に規定する建替えをいう。）をしようとする者

(特定事業、中核事業又は特例中核事業の集積を促進するために市長が指定する地域をいう。以下同じ。)

エ [略]

(2)～(4) [略]

(5) 中核事業 前号の規定により市長が指定する対象事業のうち、基盤性若しくは先導性を有するもの又は大きな経済的効果を及ぼすものであって市長が指定するものをいう。ただし、次号に規定する特例中核事業に該当するものを除く。

(6) 特例中核事業 前号の規定により市長が指定する対象事業のうち、経済的効果の程度が特に著しいと認められるものであって市長が指定するものをいう。

(7)、(8) [略]

(オフィスビル事業計画の認定)

第3条 神戸オフィスビル建設促進ゾーン内において、オフィスビルを新築（建築物がない敷地に適法に建築物を建築する行為をいう。）又は建替え（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第2条第7号に規定する建替えをいう。）をしようとする者

及び当該オフィスビルの敷地である土地の所有者は、当該オフィスビルの建設に着手する日の30日前までに、オフィスビル事業に関する計画（以下「オフィスビル事業計画」という。）を作成し、これを市長に提出し、当該オフィスビル事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2、3 [略]

4 第1項の認定の対象となるオフィスビルは、当該オフィスビル事業計画が第1条の目的に合致し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 第1項の認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日までに建設が完了するもの

(6) 神戸市の市税に滞納又は未申告がないオフィスビル認定事業者がオフィスビル事業を行うもの

(7) [略]

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

及び当該オフィスビルの敷地である土地の所有者は、当該オフィスビルに係る建築確認（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認をいう。）の申請書を提出する日までに、オフィスビル事業に関する計画（以下「オフィスビル事業計画」という。）を作成し、これを市長に提出し、当該オフィスビル事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2、3 [略]

4 第1項の認定の対象となるオフィスビルは、当該オフィスビル事業計画が第1条の目的に合致し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 第1項の認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までに建設が完了するもの

(6) 神戸市の市税に未納、滞納又は未申告がないオフィスビル認定事業者がオフィスビル事業を行うもの

(7) [略]

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

5 [略]

(オフィスの建設着手期限の延長)

第4条 前条第4項第4号の規定にかかわらず、市長は、災害その他やむを得ない理由により前条第1項の認定を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までにオフィスビル事業計画に係るオフィスビル事業に係るオフィスの建設の着手をすることができないと認めるときは、オフィスビル認定事業者からの申請により、1年以内の期間に限り当該期間を延長することができる。

(オフィスビル事業に係る家屋又はその敷地である土地に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第9条 [略]

2 [略]

3 第5条第1項の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて同項の変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は第3条第1項の認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日のいずれか遅い日までにオフィスの建設が完了した場合に限り、第1項の規定を適用する。

5 [略]

(オフィスの建設着手期限の延長)

第4条 前条第4項第4号の規定にかかわらず、市長は、災害その他やむを得ない理由により前条第1項の認定を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までにオフィスビル事業計画に係るオフィスビル事業に係るオフィスの建設の着手をすることができないと認めるときは、オフィスビル認定事業者からの申請により、1年以内の期間を限って当該期間を延長することができる。

(オフィスビル事業に係る家屋又はその敷地である土地に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第9条 [略]

2 [略]

3 第5条第1項の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて同項の変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は第3条第1項の認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までにオフィスの建設が完了した場合に限り、第1項の規定を適用する。

(事業計画の認定)

第12条 神戸エンタープライズゾーン内に所在する事務所又は事業所において認定事業（特定事業及び中核事業をいう。以下同じ。）を行おうとする者（当該事業を行う法人を設立しようとする者を含む。）は、当該事業を開始する日（認定事業者（この項の規定により市長の認定を受けた者をいう。以下同じ。）が当該認定事業を開始する日として第34条の規定により届け出た日をいう。以下「事業開始日」という。）までに、当該認定事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを市長に提出し、当該事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2、3 [略]

(事業計画の認定)

第12条 神戸エンタープライズゾーン内に所在する事務所又は事業所において認定事業（特定事業、中核事業及び特例中核事業をいう。以下同じ。）を行おうとする者（当該事業を行う法人を設立しようとする者を含む。）は、当該事業を開始する日（認定事業者（この項の規定により市長の認定を受けた者をいう。以下同じ。）が当該認定事業を開始する日として第34条の規定により届け出た日をいう。以下「事業開始日」という。）までに、当該認定事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを市長に提出し、当該事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2、3 [略]

4 特例中核事業に係る事業計画（以下「特例中核事業計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 特例中核事業の内容

(2) 特例中核事業を行おうとする者に関する事項

(3) 特例中核事業に係る施設に関する事項

4、5 [略]

(事業計画の変更)

第13条 前条第1項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。）は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、同項の認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、市長に変更後の事業計画（以下「事業変更計画」という。）を提出し、認定を受けなければならない。ただし、当該変更が軽微なものとして市長が認めるものであるときは、この限りでない。

2 [略]

(事業計画の認定の取消し)

第14条 市長は、認定事業者が、その認定を受けた事業に関する計画（前条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業計画」という。）について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(1)、(2) [略]

(3) 神戸市の市税に滞納又は未申告

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

5、6 [略]

(事業計画の変更)

第13条 前条第1項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。）は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、同項の認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、市長に変更後の事業計画（以下「事業変更計画」という。）を提出し、認定を受けなければならない。ただし、当該変更が軽微なものとして市長が認めるものであるときは、この限りでない。

2 [略]

(事業計画の認定の取消し)

第14条 市長は、認定事業者が、その認定を受けた事業に関する計画（前条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業計画」という。）について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(1)、(2) [略]

(3) 市税を滞納したとき。

があったとき。

(4) [略]

(認定事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第15条 認定事業者の、認定事業計画に係る認定事業に係る施設のうち規則で定めるものの用に供する家屋若しくは償却資産のうち規則で定めるもの又はこれらの敷地である土地で、当該認定事業者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、その事業開始日の属する年の翌年の1月1日（その事業開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額に2分の1を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

(4) [略]

(認定事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第15条 認定事業者の、認定事業計画に係る認定事業に係る施設のうち規則で定めるものの用に供する家屋若しくは償却資産のうち規則で定めるもの又はこれらの敷地である土地で、当該認定事業者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、次の表に掲げる事業の区分に応じ、その事業開始日の属する年の翌年の1月1日（その事業開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度からそれぞれ同表に掲げる年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額にそれぞれ同表に掲げる割合を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

事業区分	適用 年度	割合
------	----------	----

1	特定事業	別表第1の2の項、6の項、7	5年3分 度分の2
2	中核事業	の項又は9の項 に掲げる分野に	
3	特例中核事業	該当する事業の うち規則で定め るもの	10年3分 度分の2
4	特定事業	この表の1の項 から3の項まで	5年2分 度分の1
5	中核事業	に掲げるもの以 外のもの	
6	特例中核事業		10年2分 度分の1

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならぬ。

(1) 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間(令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間において事業計画に係る第12条第1項の規定による認定(以下この条において「当初認定」という。)を受けた者にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日までの間を含み、当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項、第24条第1項又は第25条第1項のいずれかの規定による変更

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならぬ。

(1) 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間(令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間において事業計画に係る第12条第1項の規定による認定(以下この条において「当初認定」という。)を受けた者にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までの間を含み、当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、

の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日のいずれか遅い日までの間を含む。以下「認定事業対象期間」という。)に建設に着手し、かつ取得したもの

(2)、(3) [略]

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 令和8年4月1日から事業開始日より起算して2月が経過した日の属する月の末日までの間に新たに取得したもの

(2) 前号に規定する期間内に、当該認定事業計画に係る認定事業の用に供するもの

(3) [略]

4 第1項に規定する土地は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間を含む。以下「認定事業対象期間」という。)に建設に着手し、かつ取得したもの

(2)、(3) [略]

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 認定事業対象期間内に取得したもの

(2) 認定事業対象期間内に、当該認定事業計画に係る認定事業の用に供するもの

(3) 事業開始日から起算して3月が経過した日の属する月の前月末日までに新たに取得したもの

(4) [略]

4 第1項に規定する土地は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 認定事業者が、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に取得したもの

(2) [略]

(3) 当初認定時に建設に着手していない場合は、その取得の日の翌日から起算して3年を経過する日までに当該土地を敷地とする認定事業計画に係る認定事業に係る施設の建設に着手するもの

(4) [略]

(追加取得した認定事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第16条 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 令和8年4月1日から事業開始日より起算して2月が経過した日の属する月の末日までの間に新たに取得したもの

(2) 前号に規定する期間内に、当該認定事業計画に係る認定事業の用に供するもの

(1) 認定事業者が、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得したもの

(2) [略]

(3) 当初認定時に建設に着手していない場合は、その取得の日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該土地を敷地とする認定事業計画に係る認定事業に係る施設の建設に着手するもの

(4) [略]

(追加取得した認定事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第16条 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 認定事業対象期間内に取得したもの

(2) 認定事業対象期間内に、当該認定事業計画に係る認定事業の用に供するもの

(3) 事業開始日から起算して3月が経過した日の属する月の前月末日

(3) [略]

(認定事業に係る施設の建設着手期限の延長)

第17条 第15条第4項第3号の規定にかかわらず、市長は、災害その他やむを得ない理由により、第15条第4項に規定する土地の取得の日の翌日から起算して3年を経過する日までに当該土地を敷地とする認定事業計画に係る認定事業に係る施設の建設の着手をすることができないと認めるときは、認定事業者からの申請により、1年以内の期間に限り当該期間を延長することができる。

(中核事業に係る施設に係る事業所税の不均一課税)

第18条 事業所用家屋(市税条例第177条の10第1項第5号に規定する事業所用家屋をいう。以下同じ。)で認定事業計画(中核事業計画に限る。以下この条において同じ。)に係る認定事業に係る施設のうち規則で定めるものに係る事業所等(市税条例第177条の10第1項第4号に規定する事業所等をいう。以下同じ。)のうち認定事業対象期間内に認定事業が開始され

までに新たに取得したもの

(4) [略]

(認定事業に係る施設の建設着手期限の延長)

第17条 第15条第4項第3号の規定にかかわらず、市長は、災害その他やむを得ない理由により、第15条第4項に規定する土地の取得の日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該土地を敷地とする認定事業計画に係る認定事業に係る施設の建設の着手をすることができないと認めるときは、認定事業者からの申請により、1年以内の期間を限って当該期間を延長することができる。

(中核事業に係る施設又は特例中核事業に係る施設に係る事業所税の不均一課税)

第18条 事業所用家屋(市税条例第177条の10第1項第5号に規定する事業所用家屋をいう。以下同じ。)で認定事業計画(中核事業計画又は特例中核事業計画に限る。以下この条において同じ。)に係る認定事業に係る施設のうち規則で定めるものに係る事業所等(市税条例第177条の10第1項第4号に規定する事業所等をいう。以下同じ。)のうち認定事業対象期間

たものにおいて認定事業者が行う事業に対して課する事業所税（市税条例第177条の11第1項に規定する事業所税をいう。以下同じ。）のうち資産割（市税条例第177条の10第1項第1号に規定する資産割をいう。以下同じ。）の額は、当該認定事業計画に係る認定事業に係る施設に係る事業所等において認定事業が開始された日から起算して5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度（個人が行う事業に対して課する事業所税にあつては、個人に係る課税期間。以下同じ。）分までに限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第177条の15の規定を適用して計算した資産割額から、当該資産割額に2分の1を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

内に認定事業が開始されたものにおいて認定事業者が行う事業に対して課する事業所税（市税条例第177条の11第1項に規定する事業所税をいう。以下同じ。）のうち資産割（市税条例第177条の10第1項第1号に規定する資産割をいう。以下同じ。）の額は、次の表に掲げる事業の区分に応じ、当該認定事業計画に係る認定事業に係る施設に係る事業所等において認定事業が開始された日から起算してそれぞれ同表に掲げる年を経過する日以後に最初に終了する事業年度（個人が行う事業に対して課する事業所税にあつては、個人に係る課税期間。以下同じ。）分までに限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第177条の15の規定を適用して計算した資産割額から、当該資産割額にそれぞれ同表に掲げる割合を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

事業区分		経過 年数	割合
1	中核事業別表第1の2の項、6の項、	5年	3分の2
2	特例中核事業7の項又は9の項に掲げる	10年	3分の2

2、3 [略]

(国際経済事業計画の認定等)

第20条 [略]

2 [略]

3 第12条第2項及び第4項並びに第13条の規定は国際経済事業計画について、第14条の規定は第1項の認定について準用する。この場合において、第12条第2項中「特定事業に係る事業計画（以下「特定事業計画」という。）」とあるのは「国際経済事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、「特定事業を」とあるのは「国際経済事業を」と、「特定事業に係る施設」とあるのは「国際経済事業に係る施設」と、第12条第4項第1号中「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、「認定事業」とあるのは「国際経

	分野に該当する事業のうち規則で定めるもの		
3	中核事業	この表の1の項及び2の項	5年 2分の1
4	特例中核事業	に掲げるもの以外のもの	10年 2分の1

2、3 [略]

(国際経済事業計画の認定等)

第20条 [略]

2 [略]

3 第12条第2項及び第5項並びに第13条の規定は国際経済事業計画について、第14条の規定は第1項の認定について準用する。この場合において、第12条第2項中「特定事業に係る事業計画（以下「特定事業計画」という。）」とあるのは「国際経済事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、「特定事業を」とあるのは「国際経済事業を」と、「特定事業に係る施設」とあるのは「国際経済事業に係る施設」と、第12条第5項第1号中「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、「認定事業」とあるのは「国際経

済事業」と、同項第2号中「第15条（認定事業に係る部分に限る。）又は第16条（認定事業に係る部分に限る。）」とあるのは「第21条（国際経済事業に係る部分に限る。）又は第22条（国際経済事業に係る部分に限る。）」と、「償却資産及び土地」とあるのは「及び償却資産」と、第13条第1項中「前条」とあるのは「第20条」と、「事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「事業変更計画」とあるのは「国際経済事業変更計画」と、同条第2項中「事業変更計画」とあるのは「国際経済事業変更計画」と、第14条中「認定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「事業に関する計画」とあるのは「国際経済事業に関する計画」と、「前条第1項」とあるのは「第20条第3項において準用する第13条」と、「認定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と、「従って認定事業」とあるのは「従って国際経済事業」と、「係る認定事業」とあるのは「係る国際経済事業」と読み替えるものとする。

済事業」と、同項第2号中「第15条（認定事業に係る部分に限る。）又は第16条（認定事業に係る部分に限る。）」とあるのは「第21条（国際経済事業に係る部分に限る。）又は第22条（国際経済事業に係る部分に限る。）」と、「認定事業」とあるのは「国際経済事業」と、「償却資産及び土地」とあるのは「及び償却資産」と、第13条第1項中「前条」とあるのは「第20条」と、「事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「事業変更計画」とあるのは「国際経済事業変更計画」と、同条第2項中「事業変更計画」とあるのは「国際経済事業変更計画」と、第14条中「認定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「事業に関する計画」とあるのは「国際経済事業に関する計画」と、「前条第1項」とあるのは「第20条第3項において準用する第13条」と、「認定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と、「従って認定事業」とあるのは「従って国際経済事業」と、「係る認定事業」とあるのは「係る国際経済事業」と読み替えるものとする。

(国際経済事業施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第21条 認定国際経済事業者の、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業に係る施設(以下「国際経済事業施設」という。)のうち規則で定めるものの用に供する家屋又は償却資産のうち規則で定めるもので、当該認定国際経済事業者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、その国際経済事業開始日の属する年の翌年の1月1日(その国際経済事業開始日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額に2分の1を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

(国際経済事業施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第21条 認定国際経済事業者の、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業に係る施設(以下「国際経済事業施設」という。)のうち規則で定めるものの用に供する家屋又は償却資産のうち規則で定めるもので、当該認定国際経済事業者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、次の表に掲げる事業の区分に応じ、その国際経済事業開始日の属する年の翌年の1月1日(その国際経済事業開始日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額にそれぞれ同表に掲げる割合を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

	事業区分	割合
1	別表第1の2の項、6の項、7の項又は9の項に掲げる	3分の2

	分野に該当する国際経済事業であって規則で定めるもの	
2	この表の1の項に掲げるものの以外の国際経済事業	2分の1

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間(令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間において国際経済事業計画に係る前条第1項の規定による認定(以下この条において「当初認定」という。)を受けた者にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日までの間を含み、当初認定を受けた国際経済事業計画に関し、同条第3項において準用する第13条の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日のいずれか遅い日までの間を含む。以下「認定国際経済事業対象期間」という。)に建設に着手し、かつ取得したもの

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間(令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間において国際経済事業計画に係る前条第1項の規定による認定(以下この条において「当初認定」という。)を受けた者にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までの間を含み、当初認定を受けた国際経済事業計画に関し、同条第3項において準用する第13条の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間を含む。以下「認定国際経済事業対象期間」という。)に建設に着手し、かつ取得したもの

(2)、(3) [略]

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 令和8年4月1日から事業開始日より起算して2月が経過した日の属する月の末日までの間に新たに取得したもの

(2) 前号に規定する期間内に、当該認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供するもの

(3) [略]

(追加取得した国際経済事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第22条 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 令和8年4月1日から事業開始日より起算して2月が経過した日の属する月の末日までの間に新たに取得したもの

(2)、(3) [略]

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 認定国際経済事業対象期間内に取得したもの

(2) 認定国際経済事業対象期間内に、当該認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供するもの

(3) 国際経済事業開始日から起算して3月が経過した日の属する月の前月末日までに新たに取得したもの

(4) [略]

(追加取得した国際経済事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第22条 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 認定国際経済事業対象期間内に取得したもの

(2) 前号に規定する期間内に、当該認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供するもの

(3) [略]

(特定事業計画から中核事業計画への変更)

第24条 認定特定事業者（第12条第1項の認定を受けた特定事業計画（第13条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定特定事業計画」という。）に係る特定事業を行う者をいう。以下同じ。）は、その行おうとしていた特定事業の内容を変更し、中核事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により特定事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定特定事業計画を変更し、中核事業計画を作成した上で、当該中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

(2) 認定国際経済事業対象期間内に、当該認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供するもの

(3) 国際経済事業開始日から起算して3月が経過した日の属する月の前月末日までに新たに取得したものの

(4) [略]

(特定事業計画から中核事業計画への変更)

第24条 認定特定事業者（第12条第1項の認定を受けた特定事業計画（第13条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定特定事業計画」という。）に係る特定事業を行う者をいう。以下同じ。）は、その行おうとしていた特定事業の内容を変更し、中核事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により特定事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定特定事業計画を変更し、中核事業計画を作成した上で、当該中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る中核事業計画と同項の規定による変更前の特定事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の特定事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定中核事業計画（第12条第1項の認定を受けた中核事業計画（第13条第1項の規定による変更の認定があったときはその変更後のもの）をいう。以下同じ。）に従って中核事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項又は第25条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日のいずれか遅い日とする。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る中核事業計画と同項の規定による変更前の特定事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、当該認定後の第15条（中核事業に係る部分に限る。）、第16条（中核事業に係る部分に限る。）及び第18条（中核事業に係る部分に限る。）の規定の適用については、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の特定事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定中核事業計画（第12条第1項の認定を受けた中核事業計画（第13条第1項の規定による変更の認定があったときはその変更後のもの）をいう。以下同じ。）に従って中核事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた

(中核事業計画から特定事業計画への変更)

第25条 認定中核事業者（認定中核事業計画に係る中核事業を行う者をいう。以下同じ。）は、その行おうとしていた中核事業の内容を変更し、特定事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により中核事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定中核事業計画を変更し、特定事業計画を作成した上で、当該特定事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る特定事業計画と同項の規定による変更前の中核事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定特

日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

(中核事業計画から特定事業計画への変更)

第25条 認定中核事業者（認定中核事業計画に係る中核事業を行う者をいう。以下同じ。）は、その行おうとしていた中核事業の内容を変更し、特定事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により中核事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定中核事業計画を変更し、特定事業計画を作成した上で、当該特定事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る特定事業計画と同項の規定による変更前の中核事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、当該認定後の第15条（特定事業に係る部分に限る。）及び第16条（特定事業に係る部分に限る。）の規定の適用につい

定事業計画に従って特定事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項又は第24条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日のいずれか遅い日とする。

第26条から第29条まで 削除

ては、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定特定事業計画に従って特定事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第24条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

（特定事業計画から特例中核事業計画への変更）

第26条 認定特定事業者は、その行おうとしていた特定事業の内容を変更し、特例中核事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により特定事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して3年を経

過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定特定事業計画を変更し、特例中核事業計画を作成した上で、当該特例中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る特例中核事業計画と同項の規定による変更前の特定事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、当該認定後の第15条（特例中核事業に係る部分に限る。）、第16条（特例中核事業に係る部分に限る。）及び第18条（特例中核事業に係る部分に限る。）の規定の適用については、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の特定事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定特例中核事業計画（第12条第1項の認定を受けた特例中核事業計画（第13条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）に従って特例中核事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定

による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

（特例中核事業計画から特定事業計画への変更）

第27条 認定特例中核事業者（認定特例中核事業計画に係る特例中核事業を行う者をいう。以下同じ。）は、その行おうとしていた特例中核事業の内容を変更し、特定事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により特例中核事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定特例中核事業計画を変更し、特定事業計画を作成した上で、当該特定事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る特定事業計画と同項の規定による変更前の特例中核事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、当該認定後の第15条（特定事業に係る部分に限る。）及び第16条（特定事業に係る部分に限る。）の規定の適用については、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の特例中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定特定事業計画に従って特定事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

（中核事業計画から特例中核事業計

画への変更)

第28条 認定中核事業者は、その行おうとしていた中核事業の内容を変更し、特例中核事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により中核事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定中核事業計画を変更し、特例中核事業計画を作成した上で、当該特例中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る特例中核事業計画と同項の規定による変更前の中核事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、当該認定後の第15条（特例中核事業に係る部分に限る。）、第16条（特例中核事業に係る部分に限る。）及び第18条（特例中核事業に係る部分に限る。）の規定の適用については、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定特例中核事業計画に従って特例中核

事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

（特例中核事業計画から中核事業計画への変更）

第29条 認定特例中核事業者は、その行おうとしていた特例中核事業の内容を変更し、中核事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により特例中核事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定特例中核事業計画を変更し、中核事業計画を作成した上で、当該中核事業計画

に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る中核事業計画と同項の規定による変更前の特例中核事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、当該認定後の第15条（中核事業に係る部分に限る。）、第16条（中核事業に係る部分に限る。）及び第18条（中核事業に係る部分に限る。）の規定の適用については、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の特例中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定中核事業計画に従って中核事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項又は第28条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認

(認定特定事業者に係る地位の全部の承継)

第30条 次に掲げる者は、市長の承認を受けて、事業開始日以後、認定特定事業者の地位を承継することができる。

(1)～(6) [略]

2 [略]

(認定中核事業者及び認定国際経済事業者に係る地位の全部の承継への準用)

第31条 前条の規定は、認定中核事業者の地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定中核事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、同条第2項中「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定中核事業計画」と読み替えるものとする。

定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

(認定特定事業者に係る地位の全部の承継)

第30条 次に掲げる者は、市長の承認を受けて、事業開始日以後、認定特定事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第25条第1項又は第27条第1項の認定に基づく地位を承継することができる。

(1)～(6) [略]

2 [略]

(認定中核事業者、認定特例中核事業者及び認定国際経済事業者に係る地位の全部の承継への準用)

第31条 前条の規定は、認定中核事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第24条第1項又は第29条第1項の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「第25条第1項又は第27条第1項」とあるのは「第24条第1項又は第29条第1項」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定中核事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、

同条第2項中「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定中核事業計画」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、認定特例中核事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第26条第1項又は第28条第1項の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「認定特定事業者」とあるのは「認定特例中核事業者」と、「第25条第1項又は第27条第1項」とあるのは「第26条第1項又は第28条第1項」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定特例中核事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「特例中核事業の」と、同条第2項中「特定事業の」とあるのは「特例中核事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定特例中核事業計画」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、認定国際経済事業者の地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定国

3 前条の規定は、認定国際経済事業者が有していた第20条第1項又は同条第3項において準用する第13条の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「認定特定事業

際経済事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、同条第2項中「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と読み替えるものとする。

(認定特定事業者の財産の一部の承継に係る地位の一部の承継)

第32条 次に掲げる者は、市長の承認を受けて、事業開始日以後、承継を受けた特定事業家屋等（第15条又は第16条の規定により固定資産税及び都市計画税につき不均一の課税の対象となる家屋、償却資産又は土地をいう。以下同じ。）に係る範囲内において、認定特定事業者の地位を承継することができる。

(1)～(4) [略]

2～4 [略]

(認定中核事業者及び認定国際経済

者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「第12条第1項、第13条第1項、第25条第1項又は第27条第1項」とあるのは「第20条第1項又は同条第3項において準用する第13条」と、

「認定特定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、同条第2項中「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と読み替えるものとする。

(認定特定事業者の財産の一部の承継に係る地位の一部の承継)

第32条 次に掲げる者は、市長の承認を受けて、事業開始日以後、承継を受けた特定事業家屋等（第15条又は第16条の規定により固定資産税及び都市計画税につき不均一の課税の対象となる家屋、償却資産又は土地をいう。以下同じ。）に係る範囲内において、認定特定事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第25条第1項又は第27条第1項の認定に基づく地位を承継することができる。

(1)～(4) [略]

2～4 [略]

(認定中核事業者、認定特例中核事

事業者についての財産の一部の承継に係る地位の一部の承継への準用)

第33条 前条の規定は、認定中核事業者の地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「特定事業家屋等」とあるのは「中核事業家屋等」と、「土地」とあるのは「土地並びに第18条（中核事業に係る部分に限る。）の規定により事業所税につき不均一の課税の対象となる事業所等」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定中核事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、同条第2項中「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「特定事業計画」とあるのは「中核事業計画」と、「特定事業を」とあるのは「中核事業を」と、「特定事業家屋等」とあるのは「中核事業家屋等」と、同条第3項中「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「特定事業を」とあるのは「中核事業を」と、「特定事業計画」とあるのは「中核事業計画」と、同条第4項中「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、「認定特定事業計画」と

業者及び認定国際経済事業者についての財産の一部の承継に係る地位の一部の承継への準用)

第33条 前条の規定は、認定中核事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第24条第1項又は第29条第1項の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「特定事業家屋等」とあるのは「中核事業家屋等」と、「土地」とあるのは「土地並びに第18条（中核事業に係る部分に限る。）の規定により事業所税につき不均一の課税の対象となる事業所等」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「第25条第1項又は第27条第1項」とあるのは「第24条第1項又は第29条第1項」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定中核事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、同条第2項中「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「特定事業計画」とあるのは「中核事業計画」と、「特定事業を」とあるのは「中核事業を」と、「特定事業家屋等」とあるのは「中核事業家屋等」と、同条第3項中「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「特定

あるのは「認定中核事業計画」と、「特定事業計画に関する」とあるのは「中核事業計画に関する」と読み替えるものとする。

事業を」とあるのは「中核事業を」と、「特定事業計画」とあるのは「中核事業計画」と、同条第4項中「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定中核事業計画」と、「特定事業計画に関する」とあるのは「中核事業計画に関する」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、認定特例中核事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第26条第1項又は第28条第1項の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「特定事業家屋等」とあるのは「特例中核事業家屋等」と、「土地」とあるのは「土地並びに第18条（特例中核事業に係る部分に限る。）の規定により事業所税につき不均一の課税の対象となる事業所等」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定特例中核事業者」と、「第25条第1項又は第27条第1項」とあるのは「第26条第1項又は第28条第1項」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定特例中核事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「特例中核事業の」と、同条第2項中「認定特定事業者」とあるのは「認定特例中核事業者」と、「特

定事業計画」とあるのは「特例中核事業計画」と、「特定事業を」とあるのは「特例中核事業を」と、「特定事業家屋等」とあるのは「特例中核事業家屋等」と、同条第3項中「認定特定事業者」とあるのは「認定特例中核事業者」と、「特定事業を」とあるのは「特例中核事業を」と、「特定事業計画」とあるのは「特例中核事業計画」と、同条第4項中「特定事業の」とあるのは「特例中核事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定特例中核事業計画」と、「特定事業計画に関する」とあるのは「特例中核事業計画に関する」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、認定国際経済事業者の地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「特定事業家屋等」とあるのは「国際経済事業家屋等」と、「第15条又は第16条」とあるのは「第21条又は第22条」と、「償却資産又は土地」とあるのは「又は償却資産」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と、「特定事業の」とあるのは

3 前条の規定は、認定国際経済事業者が有していた第20条第1項又は同条第3項において準用する第13条の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「特定事業家屋等」とあるのは「国際経済事業家屋等」と、「第15条又は第16条」とあるのは「第21条又は第22条」と、「償却資産又は土地」とあるのは「又は償却資産」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「第

「国際経済事業の」と、同条第2項中「認定特定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「特定事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、「特定事業を」とあるのは「国際経済事業を」と、「特定事業家屋等」とあるのは「国際経済事業家屋等」と、同条第3項中「第13条第1項」とあるのは「第20条第3項において準用する第13条」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「特定事業を」とあるのは「国際経済事業を」と、「特定事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、同条第4項中「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と、「特定事業計画に関する」とあるのは「国際経済事業計画に関する」と読み替えるものとする。

(事業の開始等の届出)

第34条 次の表の左欄に掲げる者は、

12条第1項、第13条第1項、第25条第1項又は第27条第1項」とあるのは「第20条第1項又は同条第3項において準用する第13条」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、同条第2項中「認定特定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「特定事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、「特定事業を」とあるのは「国際経済事業を」と、「特定事業家屋等」とあるのは「国際経済事業家屋等」と、同条第3項中「第13条第1項」とあるのは「第20条第3項において準用する第13条」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「特定事業を」とあるのは「国際経済事業を」と、「特定事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、同条第4項中「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と、「特定事業計画に関する」とあるのは「国際経済事業計画に関する」と読み替えるものとする。

(事業の開始等の届出)

第34条 次の表の左欄に掲げる者は、

同表の右欄に定める事業を開始し、
休止し、又は廃止しようとするとき
は、その旨を速やかに市長に届け出
なければならない。

[略]	[略]
認定中核事 業者	[略]
[略]	[略]

附 則

- 1 [略]
(この条例の失効)
- 2 この条例は、令和11年3月31日限
り、その効力を失う。
(失効に伴う経過措置)
- 3 次に掲げるものについては、この
条例は、前項に規定する日(以下「失
効日」という。)後も、なおその効力
を有する。
(1) 次に掲げるものに対して課する
固定資産税及び都市計画税
ア 失効日までに取得され、かつ、
認定オフィスビル事業計画に係
る第9条に規定する家屋(同条に
規定するオフィスビル認定事業
者が令和8年4月1日から失効

同表の右欄に定める事業を開始し、
休止し、又は廃止しようとするとき
は、その旨を速やかに市長に届け出
なければならない。

[略]	[略]
認定中核事 業者	[略]
認定特例中 核事業者	認定特例中核事業計画 に係る特例中核事業
[略]	[略]

附 則

- 1 [略]
(この条例の失効)
- 2 この条例は、令和8年3月31日限
り、その効力を失う。
(失効に伴う経過措置)
- 3 次に掲げるものについては、この
条例は、前項に規定する日(以下「失
効日」という。)後も、なおその効力
を有する。
(1) 次に掲げるものに対して課する
固定資産税及び都市計画税
ア 失効日までに取得され、かつ、
認定オフィスビル事業計画に係
る第9条に規定する家屋(同条に
規定するオフィスビル認定事業
者が令和5年4月1日から失効

日までの間に第3条第1項の規定による認定（アにおいて「当初オフィスビル事業認定」という。）を受けた場合にあっては、当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日まで、当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日又は完成の日のいずれか早い日までの間に当初オフィスビル事業認定を受けたオフィスビル事業計画に関し、第5条第1項の規定による変更の認定を受けた者にあっては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得されたものを含む。）で当該オフィスビル認定事業者が所有するもの

イ [略]

ウ 失効日までに取得され、かつ、認定事業計画に係る認定事業の用に供された第15条又は第16条に規定する家屋又は償却資産（第

日までの間に第3条第1項の規定による認定（アにおいて「当初オフィスビル事業認定」という。）を受けた場合にあっては、当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は完成の日のいずれか早い日までの間に当初オフィスビル事業認定を受けたオフィスビル事業計画に関し、第5条第1項の規定による変更の認定を受けた者にあっては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得されたものを含む。）で当該オフィスビル認定事業者が所有するもの

イ [略]

ウ 失効日までに取得され、かつ、認定事業計画に係る認定事業の用に供された第15条又は第16条に規定する家屋又は償却資産（第

15条又は第16条に規定する認定事業者が令和8年4月1日から失効日までの間(以下「特定期間」という。)に第12条第1項の規定による認定(ウ及びエにおいて「当初認定」という。)を受けた場合にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日まで、当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項、第24条第1項又は第25条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得され、かつ、認定事業計画に係る認定事業の用に供されたものを含む。)で当該認定事業者が所有するもの

エ ウに掲げるものの敷地である

15条又は第16条に規定する認定事業者が令和5年4月1日から失効日までの間(以下「特定期間」という。)に第12条第1項の規定による認定(ウ及びエにおいて「当初認定」という。)を受けた場合にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得され、かつ、認定事業計画に係る認定事業の用に供されたものを含む。)で当該認定事業者が所有するもの

エ ウに掲げるものの敷地である

土地（第15条に規定する認定事業者が令和8年4月1日から失効日までの間に取得し、かつ、当初認定時に建設に着手していない場合は、その取得の日の翌日から起算して3年を経過する日までに当該土地を敷地とする同条に規定する認定事業に係る施設の建設の着手があったものに限る。）で当該認定事業者が所有するもの

オ 失効日までに取得され、かつ、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供された第21条又は第22条に規定する家屋又は償却資産（第21条又は第22条に規定する認定国際経済事業者が特定期間に第20条第1項の規定による認定（オにおいて当初認定という。）を受けた場合にあっては、当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日まで、当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日又は国際経済事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた国際経済事業計画に関し、同条第3項において準用する第

土地（第15条に規定する認定事業者が令和5年4月1日から失効日までの間に取得し、かつ、当初認定時に建設に着手していない場合は、その取得の日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該土地を敷地とする同条に規定する認定事業に係る施設の建設の着手があったものに限る。）で当該認定事業者が所有するもの

オ 失効日までに取得され、かつ、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供された第21条又は第22条に規定する家屋又は償却資産（第21条又は第22条に規定する認定国際経済事業者が特定期間に第20条第1項の規定による認定（オにおいて当初認定という。）を受けた場合にあっては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は国際経済事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた国際経済事業計画に関し、同条第3項において準用する第

13条の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得され、かつ、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供されたものを含む。)で当該認定国際経済事業者が所有するもの

- (2) 失効日までに認定事業計画に係る認定事業が開始された第18条に規定する事業所等(同条に規定する認定事業者が特定期間に中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定(この号において「当初認定」という。))を受けた場合にあっては、当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日まで、当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項又は第24条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起

13条の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得され、かつ、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供されたものを含む。)で当該認定国際経済事業者が所有するもの

- (2) 失効日までに認定事業計画に係る認定事業が開始された第18条に規定する事業所等(同条に規定する認定事業者が特定期間に中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定又は特例中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定(この号において「当初認定」という。))を受けた場合にあっては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項、第24条第1項、第26条第1項、第28条第1項又は第29条第

算して2年を経過する日又は当初認定の翌日から起算して5年を経過する日のいずれか遅い日までの間に、認定事業に係る認定事業を開始したものを含む。)において第18条に規定する認定事業者が行う事業に対して課する事業所税

4 第4条の規定は、失効日後も、同条の規定が効力を有するとしたならば当該規定により市長がオフィスビルの建設着手期限の延長をすることができると認める者が、附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされるこの条例の規定に基づいて固定資産税又は都市計画税に係る不均一の課税の対象者となり得る限りにおいて、なおその効力を有する。

5 第5条の規定は、失効日後も、同条の規定が効力を有するとしたならば当該規定によりオフィスビル事業計画の変更の認定を受けることができる者が、附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされるこの条例の規定に基づいて固定資産税又は都市計画税に係る不均一の課税

1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に、認定事業に係る認定事業を開始したものを含む。)において第18条に規定する認定事業者が行う事業に対して課する事業所税

の対象者となり得る限りにおいて、
なおその効力を有する。

6 [略]

7 第8条の規定は、失効日後も、同条
の規定が効力を有するとしたならば
市長が当該規定に該当すると認める
者については、なおその効力を有す
る。

8 [略]

9 第13条の規定（第20条第3項にお
いて準用する場合を含む。）は、失効
日後も、同条の規定が効力を有する
としたならば当該規定により事業計
画の変更の認定を受けることができ
る者が、附則第3項の規定によりな
おその効力を有することとされるこ
の条例の規定に基づいて固定資産税
又は都市計画税に係る不均一の課税
の対象者となり得る限りにおいて、
なおその効力を有する。

10 第14条の規定（第20条第3項にお
いて準用する場合を含む。）は、失効
日後も、同条の規定が効力を有する
としたならば市長が当該規定に該当
すると認める者については、なおそ
の効力を有する。

11 第17条の規定は、失効日後も、同条
の規定が効力を有するとしたならば

4 [略]

5 [略]

当該規定により市長が認定事業に係る施設の建設着手期限を延長することができると認める者が、附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされるこの条例の規定に基づいて固定資産税又は都市計画税に係る不均一の課税の対象者となり得る限りにおいて、なおその効力を有する。

12 第24条及び第25条の規定は、失効日後も、次に掲げる者が、附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされるこの条例の規定に基づいて固定資産税、都市計画税又は事業所税に係る不均一の課税の対象者となり得る限りにおいて、なおその効力を有する。

(1) 失効日後も第24条及び第25条の規定が効力を有するとしたならば第24条の規定により中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けることができる者

(2) 失効日後も第24条及び第25条の規定が効力を有するとしたならば第25条の規定により特定事業計画に係る第12条第1項の認定を受けることができる者

6 第24条から第29条までの規定は、失効日後も、次に掲げる者が、附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされるこの条例の規定に基づいて固定資産税、都市計画税又は事業所税に係る不均一の課税の対象者となり得る限りにおいて、なおその効力を有する。

(1) 失効日後も第24条から第29条までの規定が効力を有するとしたならば第24条又は第29条の規定により中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けることができる者

(2) 失効日後も第24条から第29条までの規定が効力を有するとしたならば第25条又は第27条の規定により特定事業計画に係る第12条第1項の認定を受けることができる者

(3) 失効日後も第24条から第29条ま

での規定が効力を有するとしな
らば第26条又は第28条の規定によ
り特例中核事業計画に係る第12条
第1項の認定を受けることができ
る者

13 [略]

14 第7条、第34条、第35条及び第36条の規定は、失効日後も、次の表の左欄に掲げる者に係る同表の中欄に掲げる期限における同表の右欄に掲げる事業の実施に必要な限りにおいて、なおその効力を有する。

[略]	[略]	[略]
[略]	第12条第4項 第1号に規定 する実施義務 期間終了まで	[略]
認定中核 事業者	第12条第4項 第1号に規定 する実施義務 期間終了まで	[略]
[略]	第20条第3項 において準用 する第12条第	[略]

7 [略]

8 第7条、第34条、第35条及び第36条の規定は、失効日後も、次の表の左欄に掲げる者に係る同表の中欄に掲げる期限における同表の右欄に掲げる事業の実施に必要な限りにおいて、なおその効力を有する。

[略]	[略]	[略]
[略]	第12条第5項 第1号に規定 する実施義務 期間終了まで	[略]
認定中核 事業者	第12条第5項 第1号に規定 する実施義務 期間終了まで	[略]
認定特例 中核事業 者	第12条第5項 第1号に規定 する実施義務 期間終了まで	認定特例中 核事業計画 に係る特例 中核事業
[略]	第20条第3項 において準用 する第12条第	[略]

4項第1号に
規定する実施
義務期間終了
まで

5項第1号に
規定する実施
義務期間終了
まで

15 第12条第4項及び第20条第3項において準用する第12条第4項の規定に基づき本市と認定事業者及び認定国際経済事業者との間で締結された協定の効力については、失効日後も、なお従前の例による。

9 第12条第5項及び第20条第3項において準用する第12条第5項の規定に基づき本市と認定事業者及び認定国際経済事業者との間で締結された協定の効力については、失効日後も、なお従前の例による。

別表第2（第12条、第20条関係）

別表第2（第12条、第20条関係）

	事業区分	期間
1	第15条第1項、第18条第1項及び第21条第1項の適用を受けるもの	[略]
2	[略]	[略]

	事業区分	期間
1	第15条第1項の表の1の項、2の項、4の項及び5の項、第18条第1項の表の1の項及び3の項並びに第21条第1項の適用を受けるもの	[略]
2	第15条第1項の表の3の項及び6の項並びに第18条第1項の表の2の項及び4の項の適用を受けるもの	20年
3	[略]	[略]

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（以下「新条例」という。）第15条及び第16条の規定は、施行日以後に新条例第12条第1項の認定を受けた者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税について適用し、同日前に改正前の神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（以下「改正前条例」という。）第12条第1項の認定を受けた者（改正前条例第24条第2項、第25条第2項、第26条第2項、第27条第2項、第28条第2項又は第29条第2項の規定により、変更前の認定事業（改正前条例第12条第1項に規定する認定事業をいう。以下同じ。）に係る計画について第12条第1項の認定を受けた当初から変更後の認定事業を行っていたものとみなされる者を含む。）が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。この場合において、令和7年10月1日から施行日の前日までの間に第12条第1項の認定を受けた者が所有する土地に対して課する固定資産税及び都市計画税に係る第15条の規定の適用については、同条第4項第1号中「令和8年3月31日」とあるのは、「令和8年9月30日」とする。
- 3 新条例第18条の規定は、施行日以後に新条例第12条第1項の認定を受けた者が認定事業対象期間内に開始する認定事業に対して課する事業所税について適用し、同日前に改正前条例第12条第1項の認定を受けた者（改正前条例第24条第2項、第26条第2項、第28条第2項又は第29条第2項の規定により、変更前の認定事業に係る計画について第12条第1項の認定を受けた当初から変更後の認定事業を行っていたものとみなされる者を含む。）に対して課する事業所税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第21条及び第22条の規定は、施行日以後に新条例第20条第1項の認定を受けた者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税について適用し、同日前に改正前条例第20条第1項の認定を受けた者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。
- 5 改正前条例第26条から第29条までの規定は、施行日以後も改正前条例第26条から第29条までの規定が効力を有するとしたならば当該規定により改正前条例

第12条第1項の認定を受けることができる者が、附則第2項及び第3項の規定によりなお従前の例によることとされる固定資産税、都市計画税又は事業所税に係る不均一の課税の対象者である場合において、なおその効力を有する。

6 この条例の施行の際現に認定特例中核事業者である者（改正前条例第13条第1項、第26条第2項又は第28条第2項の規定により、変更前の認定事業に係る計画について第12条第1項の認定を受けた当初から変更後の認定事業を行っていたものとみなされる者を含む。以下同じ。）については、新条例第12条に規定する認定事業者とみなして新条例第13条、第14条、第17条、第19条、第35条及び第36条の規定を適用する。

7 この条例の施行の際現に認定特例中核事業者である者に関する改正前条例第31条第2項及び第33条第2項の規定により準用する改正前条例第30条第1項及び第32条第1項の規定並びに改正前条例第34条の適用については、なお従前の例による。

理 由

不均一課税の適用期限を延長する等に当たり、条例を改正する必要があるため。